

令和2年第5回東京都北区教育委員会定例会

会議月日	令和2年5月21日（木）午後1時30分		
開催場所	北区教育委員会室		
出席委員	教 育 長	清 正 浩 靖	委 員 渡 辺 敦 子
	委 員	本 間 正 江	委 員 名 島 啓 太
	委 員	齋 藤 邦 彦	委 員 阿 良 田 由 紀
事務局職員	教育振興部長	教育政策課長 (東京オリンピック・パラリンピック教育調整担当副参事)	
	学校改築施設管理課長	学校支援課長	
	教育指導課長	教育総合相談センター所長	
	飛鳥山博物館長	学校適正配置担当課長	
	子ども未来部長	子ども未来部参事	
	保育課長	子ども家庭支援センター所長	

会議に付した議案並びに審査結果

日程	議案番号	提 案 内 容	結果
1	43号	令和二年度東京都北区一般会計補正予算（第二号）に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十九条の規定に基づく意見聴取について	承認
2	44号	東京都北区立学校設置条例の一部を改正する条例等に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十九条の規定に基づく意見聴取について	承認
3	45号	東京都北区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則	承認
4	46号	東京都北区立学校第十一次（平成三十三年度）適正配置方針の変更について	承認
追加日程1	47号	令和三年度区立幼稚園及び区立認定こども園園児募集について	承認

日程	報告事項	報 告 内 容	結果
5	31号	東京都北区教育委員会事務局専決規則第二条第二項の規定に基づき処理した令和二年度東京都北区一般会計補正予算（第一号）に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十九条の規定に基づく意見聴取の報告について	了承
6	32号	東京都北区教育委員会事務局専決規則第二条第二項の規定に基づき処理した新型コロナウイルス感染症対策のための東京都北区立学校及び東京都北区立幼保連携型認定こども園における臨時休業について	了承
7	33号	西が丘小学校新校舎の開設時期について	了承

8	34号	中里貝塚整備基本計画策定委員会の設置について	了承
9	35号	王子桜中学校における自閉症・情緒障害特別支援学級運営検討委員会の設置について	了承
10	36号	桜田北保育園における大規模改修工事の延期について	了承
11	37号	保育所待機児童数について	了承
12	38号	滝野川北保育園の指定管理者制度導入の延期について	了承
13	39号	乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認の実施について（令和元年度結果報告）	了承
14	40号	後援・共催事業に関する報告	了承

令和2年第5回東京都北区教育委員会定例会会議録

令和2年5月21日(木) 13:30

清正教育長

それでは、出席委員が定足数に達していますので、会議は成立しています。

これより、令和2年第5回北区教育委員会定例会を開会いたします。

日程第1、第43号議案「令和2年度東京都北区一般会計補正予算(第2号)に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について」を議題に供します。

事務局から説明をお願いします。

教育政策課長

教育長

清正教育長

教育政策課長

教育政策課長

それでは、第43号議案でございます。一般会計補正予算第2号に関する意見聴取の議案でございます。

1ページでございます。本年第2回北区議会定例会に提出する議案の策定に当たりまして項番号1でございます。令和2年度東京都北区一般会計補正予算(第2号)について、教育委員会に対して意見を聴取するものでございまして、3ページからが補正予算第2号の議案となっております。

5ページをお願いいたします。第1表、歳入歳出予算補正でございます。こちら、両部の予算額を合算してお示しをしております。詳細につきましては、後ほど教育振興部と子ども未来部それぞれから説明をさせていただきますが、合算の表でございます。初めに歳入でございます。上の表をご覧ください。右から2列目、補正額と表示されている欄がございます。補正額一番下の欄ですが、歳入合計で2億6,261万5,000円の増額でございます。下が歳出となっております。それぞれ3款福祉費、8款教育費となっております。同じように右から2列目補正額の欄でございますけれども、歳出合計4億9,254万円の増額となっております。

続きまして、裏面をお願いいたします。裏面6ページでございます。第2表、債務負担行為の補正でございます。予算、これは単年度主義が原則でございますが、複数年にわたりまして業務委託、あるいは大規模な工事等の契約につきまして、あらかじめ定められた期限及び限度額の範囲で予算執行を行うことを、前もって議会に了解を得て執行できるものでございますが、今回3件ございます。

一番上が、教務用ICT環境構築業務委託。それから王子第一小学校の給食備品の購入、それから滝野川第四小学校リノベーションの基本設計及び実施設計の業務委託でございます。いずれも、業務が今年度から令和3年度の2カ年にわたることから、債務負担行為を設定するものでございます。

それでは、初めに、第43号議案参考資料①と左肩に小さく記載している資料をご用意ください。こちらが教育振興部の分でございます。

まず、下の表、歳出からご説明させていただきます。第2項の小学校費学校管理費の(1)パソコン経費、それから(2)GIGAスクール構想事業費とございます。同じように、表の下から三つ目、あるいは四つ目の中学校費でも同じ項目がございますが、こちらパソコン経費は小・中足して6,300万円余。それからGIGAスクール構想事業費は、小・中合計2億9,000万円余の増額となっております。後ほど別の資料でご説明をさせていただきます。

戻りまして歳出の表でございますが、上から6行目、学校給食費の学校給食管理需用費でございます。こちらが4,800万円余の増額でございますけれども、区立小学校の給食業者に対しまして、学校から発注された3月分の食材のうち、発注をキャンセルした食材代金につきまして、事業者へ補助するための経費を計上するものでございます。

中学校費につきましても同様に、一番下に書いてございますけれども1,943万円の増額ということで計上させていただいております。

次に、(2)新校舎開設準備費でございます。こちらの学校リノベーション事業費でございますけれども4,640万円の減額でございます。こちら、滝野川第四小学校のリノベーションにつきまして、全体スケジュール調整の結果、令和2年度1年間で完了予定であった基本設計、それから実施設計につきまして、令和2から3年度の2カ年で実施するため、設計の総額を見直した上で債務負担行為を新たに設定いたしまして、今年度の予算額を前払金相当額として減額をするものでございます。

その下、第3項中学校費でございます。学校管理費のところ(1)と(3)、先ほど説明したとおりでございます。(2)特別支援学級の整備費でございます。4,900万円余の増額となっております。こちらは、令和3年4月に堀船中学校に知的障害の特別支援学級こちらを開設するための消耗品費、あるいは維持補修費、備品購入費を計上するものでございます。

それでは、上の表の歳入でございます。上から三つ目、5,100万円余の増額とございます。増減説明欄、先ほど説明させていただいたとおり、3月発注分の給食事業者の補助金の補助率が4分の3、これの歳入を計上するものでございます。

その下、GIGAスクール関係でございますけれども、(2)の公立学校通信ネットワーク環境施設整備費でございます。こちらは、校内LAN工事費の2分の1である9,400万円余を歳入として増額計上する。あるいは、その下の(1)(2)でございます。オンライン、それから家庭学習環境整備支援事業補助金とございますけれども、こちらにつきましては、家庭学習のオンライン教材導入に関する補助金、それぞれ3,800万円余。あるいは5,100万円余の増額を計上するものでございます。

一番下の学校改築基金繰入金につきましては、先ほど歳出で説明したとおりでございます。

続きまして、資料一つ飛びまして、参考資料の3、学校のICT環境GIGAスクール構想に関わる対応について、両面の資料を用意してございます。こちらを説明させていただきます。

1、GIGAスクール構想でございます。趣旨でございますけれども、区立小中学校の児童・生徒に一人一台の学習用端末を配備する。

それから二つ目の、高速大容量の通信環境整備が大きな柱となっております。加え

まして、データのクラウド化、あるいは教員のテレワーク、こういったものの推進も図ってまいります。

国から今年度中に一人一台端末を配備するように通知があったところでございますが、それに向けまして推進体制ということで、お示しのとおりプロジェクトチーム、あるいはプロポーザル審査によりまして事業者を選定、そして、その選定をした中で、どういう環境を構築していくか、これを十分に検討した上で進めてまいるというものでございます。

スケジュールにつきましては、区議会定例会でお諮りをした後に、令和2年7月以降にプロポーザル審査を開始するというものでございます。端末は今年度末、ネットワーク環境構築は令和3年度中に終了するというものでございます。

所要経費のところでございますけれども、今回の6月補正予算につきましては、お示しの3億5,400万円余の計上をさせていただいております。内訳ですが、一人一台端末のリース経費等、これが1カ月分でございます。来年度分については別途計上することになり、1カ月分とは、今年度の3月分でございます。

それから、その下のネットワーク通信料、これにつきましても3月分のみを計上するものでございます。校内LANの整備でございますけれども、これは高速通信に対応できるように、現状のLAN回線の張り替えを行うというものでございます。これを全校で予定しております。

白丸二つ目、家庭学習用教材でございます。こちらの6,300万円余の経費につきましては、7月から3月の9カ月分を補正予算として計上するものでございます。6月分につきましては、後ほど説明いたしますけれども予備費対応とさせていただいております。

黒丸の債務負担行為でございます。こちらは、お示しのとおり経費でございますけれども、構築プロジェクトの全般管理や、ネットワーク、ハードウェアの構築検討等に係る費用でございます。これが今年度から令和3年度をまたぐ作業工程となっており、債務負担行為を設定するものでございます。

裏面をご覧ください。イの今後必要になる経費でございます。お示しのとおり、さまざまな経費がございます。予算の計上時期、今後の検討によっていつになるか、9月補正予算でお願いをするのか、あるいは来年度当初にお願いをするのか、さまざま出てくるわけでございますけれども、このような経費が数十億必要になってくるというものでございます。

2の学校の臨時休業に対応したオンライン家庭学習関係でございます。これまでの説明と変わりました、当面の家庭学習支援の経費でございます。趣旨につきましては、お示しのとおりでございます。

また、再開いたしましても、こちらの学習を活用することによって補填をしていただくというようなことも含めまして、導入をさせていただくものでございます。

(2)の所要経費のところでございますけれども、ICT環境整っていない家庭が、事前の調査ですと、約2割と少しいるということでございまして、こうした家庭へどういうふうに対応していくかということで、3パターンお示ししております。一つ目の通信環境が全くない家庭につきましては、通信機能付きのタブレット端末の貸し出しを行

う。二つ目は、自宅にWi-Fi環境はあるけれども、学習に使える端末がないといったご家庭に対しましては、教務用端末を貸し出しする。

三つ目は、子どもが使える端末はあるけれども、十分な通信容量がない。例えば3ギガバイトの通信量の契約した端末はあるけれども、動画を見るには通信容量が足りないご家庭には、通信量の差額を補助するような対応をとるものでございます。

その下、イでございますけれども、先ほど申し上げました6月分のスタディサプリを提供するための経費でございます。アとイ、いずれも予備費の対応ということで、既に予算措置のほうは確保しているところでございます。

(3) スケジュールのところでございますけれども、端末の貸し出しにつきまして、本日保護者に周知をさせていただきます。6月の中旬に学校から端末の貸し出しをいたしまして、年度末である3月まで貸し出しを継続いたします。通信量の差額補助につきましては、さまざま通信事業者によりましてプラン、料金体系でございますので、年度末に一括して清算し交付をさせていただきたいというふうに考えてございます。

教育振興部からの説明は、以上でございます。

続きまして、子ども未来部の分につきまして、未来部参事からご説明をさせていただきます。

子ども未来
課長

教育長

清正教育長

子ども未来課長

子ども未来
課長

それでは、私から子ども未来部につきまして、説明資料②をもとにご説明いたします。歳出の欄でございます。下段の歳出ですが、まず、さくらんぼ園運営費です。さくらんぼ園が旧清至中に移るということで、障害者センターに一部相談機能が残っておりまして、それを旧清至中に移転するための経費を計上させていただいております。

その次、児童扶養手当経費です。今般の新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、ひとり親家庭が経済的に逼迫しているであろうということで、世帯数にして1,670世帯ほどを対象に一律5万円を給付するため予算計上をさせていただいております。

次に保育所運営費でございます。説明欄に書いてございますが、3月から登園自粛をお願いしておりまして、保育料の返還が発生しております。そのための経費を計上させていただいております。

次に児童相談所開設準備費ということで、ご案内のように旧赤羽台東小学校の跡地を候補地として、児童相談所の設置を検討しているわけでございますが、新築の設計に先立ちまして、まずは解体を行うということで、その解体の設計に係る経費を計上させていただいております。

次に、私立保育所に対しても、先ほど申し上げたように3月の保育料の返還が発生しておりますので、その部分を補填するということで同趣旨の予算を計上させていただいております。

その下、民間保育所の運営支援事業費でございますが、これは新型コロナウイルス感

染症の感染拡大に伴いまして、マスクの購入であるとか、消毒薬の購入であるとか、経費が発生しておりますので、1園につき50万円、国から補助金が出ておりますので、その分の予算を計上させていただいております。

裏面に参りまして、私立幼稚園でも申しあげました衛生費が発生しておりますので、ここも1園について50万円ということで、助成させていただく経費でございます。

表面にお戻りください。歳入の欄でございますが、一つ一つの説明は省略させていただきますけれども、基本的に新型コロナウイルス感染症の保育園と幼稚園に関する経費は、国から全額補助をされているものでございます。

ただし、歳出の中でお話しいたしました児童扶養手当の一世帯当たり一律5万円の追加支給については、現時点では国からの補助金は予定されておられませんので、北区単独の事業として行うということで計上をさせていただいております。

説明は以上でございます。ご審議よろしくお願いたします。

清正教育長 説明ありがとうございます。本件につきまして、ご質疑またはご意見ございますでしょうか。

本間委員 教育長

清正教育長 本間委員

本間委員 教育振興部の説明の中で、GIGAスクール構想等について丁寧にご説明いただきましてありがとうございます。この短期間にこれだけのことを準備なさるのは、本当にご苦労なことであったというふうに思いますけれども、ユーチューブの配信に続いて端末の手配ですとか、スタディサプリ等の導入を図ってくださること、本当に心から改めて感謝申し上げたいと思います。

先ほどのご説明の中では、短期的なことと、中期的なことの二つを説明して下さったと理解しておりますが、北区のGIGAスクール構想について、このような状況の中、オンライン学習が間に合わない理由の一つとして、セキュリティに対して非常に丁寧に対応してきた結果が否めないと思っております。今後、クラウドを利用するというようなことも鑑みますと、端末は家庭と学校で共有できるような形にしていくのでしょうか。今回、端末を学校用から家庭用に設定を変更する費用がかかっていると思っておりますが、その辺りのことについて教えていただけますでしょうか。

教育政策課長 教育長

清正教育長 教育政策課長

教育政策課長 家庭における端末の活用についてお尋ねかと思っておりますが、当面の間、家庭の学習においてはスタディサプリによる家庭学習支援を考えているところでございます。この先、

G I G Aスクールの中で端末をどう活用していくか、これからの検討になりますが、学校と家庭の両面で活用することを考える必要があると思っております。

課題に対して、家庭での取り組み状況を学校からでも確認できるといったような仕組みも取り入れていきたいと思っております。

また、そうした家庭で学習した内容を、学校において理解度や進捗具合を把握することで、個々の理解度を深めるため学習の参考にするなど、学校と家庭の両面で活用できるシステムを構築できないかと考えているところでございます。

清正教育長 今回臨時でお貸しする端末につきましては、学校と家庭双方で使うのではなく、あくまでも自宅学習として使えるように設定を行うものです。

本間委員 教育長

清正教育長 本間委員

本間委員 今、教育長からの補足説明でよくわかりましたけれども、G I G Aスクールでは、学校、家庭の両方で使えることを前提としてということですね。当然、校内の授業のあり方においてもI C Tの利活用をより高めていくことも、今後の検討の中に入っていくというふうに捉えてよろしいでしょうか。

教育政策課長 教育長

清正教育長 教育政策課長

教育政策課長 今委員に仰っていただいたように、校内におきましては検索サイトを活用した調べ学習。例えば観察実験、動画を使った分析であるとか、算数・数学等であれば、図形の変化を可視化して学びを深めるであるとか、授業における充実を図るために校内におけるLAN環境の整備を図っていきます。また、家庭においても活用できるように通信機能を整備した端末を配備し、両面で使えるようにしたいと考えております。

本間委員 教育長

清正教育長 本間委員

本間委員 ありがとうございます。今回、文科省も改めてG I G Aスクール構想の推進を強く打ち出しているようですので、北区がこのように取り組んでいくことを大変ありがたく思っています。

教員のリモートワーク等についても、先ほど少しお話を触れられていたかと思いますが、今後は家庭でも活用ができるという理解してよろしいでしょうか。

教育政策課長	<p>これからどのように活用していくかにつきましては、学校関係者にもご意見を頂きながら、プロポーザル事業者にお願いしまして、ご提案いただくということになります。基本的な考え方としましては、今このような休業中に求められている双方向のオンライン授業やリモート会議。テレワークといった点についても実現できるような環境を整えていくということは、必要かと思っているところでございます。</p> <p>東京都におきましても、今年度テレワークのモデル事業を都立高校において始めるといった話もございまして、そういったものを参考にしながら、今お話をさせていただいた課題につきましても十分整えられるよう検討を進めてまいりたいと考えてございます。</p>
本間委員	<p>ありがとうございます。</p>
清正教育長	<p>ほかにかがででしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、本件に対して特に反対意見はないようですので、本件については意見なしとすることにご異議ございませんでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
清正教育長	<p>ご異議ないと認め、本件は異議なしとすることに決定させていただきます。</p> <p>次に、日程第2、第44号議案「東京都北区立学校設置条例の一部を改正する条例等に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について」を議題に供します。</p> <p>事務局から説明お願いいたします。</p>
学校支援課長	<p>教育長</p>
清正教育長	<p>学校支援課長</p>
学校支援課長	<p>それでは、44号議案の説明をさせていただきます。</p> <p>議案書を1枚おめくりいただいて、今回の第2回北区議会定例会に出す条例案件につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見を頂くこととなります。今回出す予定の議案につきましては、ここに書かれているとおり東京都北区立学校設置条例の一部を改正する条例。それから、東京都北区立保育所条例の一部を改正する条例の二つとなります。</p> <p>まず、私から学校設置条例の説明をさせていただきます。</p> <p>議案書を2枚おめくりいただき、5ページをご覧ください。説明欄です。東京都北区立飛鳥中学校の位置を変更するために、この条例案を提出するものとなります。</p> <p>1枚おめくりください。7ページ、新旧対照表となります。東京都北区立飛鳥中学校の住所、東京都北区西ヶ原3丁目5番12号から東京都北区田端6丁目9番1号に変更するものとなります。</p>

1枚おめくりいただいて、裏8ページに案内図がついております。

5ページにお戻りください。付則でございます。この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において、東京都北区教育委員会規則で定める日から施行するものいたします。このたびの新型コロナウイルス感染症の影響によって、現在のところ夏休みの短縮をして授業を行う予定としておりますけれども、流行状況により、また新しい場所での授業開始日については、改めてお時間を頂いて、状況を見させていただき、改めて決めさせていただきたいと思っております。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

保育課長

教育長

清正教育長

保育課長

保育課長

続きまして、9ページをご覧ください。第38号議案、東京都北区立保育所条例の一部を改正する条例について、ご説明させていただきます。

11ページをお願いいたします。ページ中央の説明欄でございます。東京都北区立滝野川北保育園つぼみ分園を廃止するため、本条例案を提出するものでございます。つぼみ分園の廃止に当たりましては、滝野川北保育園本園との統合を予定してございます。

1枚おめくりいただきまして、12ページの新旧対照表をご覧ください。滝野川北保育園つぼみ分園の廃止に伴い、別表から削除いたします。

次のページには、案内図をお示ししておりますので、ご高覧ください。なお、滝野川北保育園つぼみ分園は、現在、旧滝野川第六小学校の校舎を活用して運営しておりますが、滝野川北保育園本園において拡張を伴う改修工事を実施しており、工事完了後に本園とつぼみ分園を統合してまいります。

11ページにお戻りいただきまして、付則でございます。改修工事の完了は、本年11月を予定しておりますが、この改修工事の完了また移転日が確定次第、規則を定めて本条例を施行してまいります。

説明は、以上でございます。ご審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

清正教育長

説明ありがとうございました。それでは、二点ございますので、初めに東京都北区立学校設置条例の一部を改正する条例について、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

ありがとうございます。次に、東京都北区立保育所条例の一部を改正する条例について、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長	<p>ありがとうございます。2件の条例に対し、特に反対意見はないようですので、本件につきましては、意見なしとすることでご異議ございませんでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
清正教育長	<p>ご異議ないと認め、本件は、意見なしとすることに決定させていただきます。</p> <p>次に、日程第3、第45号議案「東京都北区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」を議題に供します。事務局から説明をお願いします。</p>
教育指導課長	教育長
清正教育長	教育指導課長
教育指導課長	<p>第45号議案、東京都北区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について、ご説明させていただきます。</p> <p>議案書1ページの説明欄をご覧ください。令和2年度における東京都北区立小学校及び中学校の夏季休業日を変更するため、この規則案を提出いたします。</p> <p>2ページの参考資料、新旧対照表をご覧ください。付則第3条として、令和2年度における第3条、第1項、第2号イの規定の適用については、「7月21日から8月31日まで」とあるのは、「8月1日から同月23日まで」といたします。</p> <p>では、1ページにお戻りいただき、付則でございます。この規則は、公布の日から施行するものでございます。昨年度末、今年度の初めにかけて新型コロナウイルス感染症対策として、臨時休業期間が長期間となりました。夏季休業期間の変更は、この期間の学習を補充するために、児童・生徒、学校の負担に配慮し、可能な範囲で北区立小中学校の授業日を増やすことが目的です。この授業日の給食は、実施します。</p> <p>また、この期間に改築・改修工事等の計画がある学校とは、個別に相談して実施方法を決めていきます。暑い期間に新たな授業日を設定することから、各校・園に対して熱中症等の暑さに対して水分補給等の適切な対策をとるようお願いしています。</p> <p>以上、第45号議案についてご説明申し上げました。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。</p>
清正教育長	<p>説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見ございますでしょうか。</p>
本間委員	教育長
清正教育長	本間委員
本間委員	<p>本当にやむを得ない措置であるというふうに思いますので、この考え方にもちろん賛</p>

同なのですが、今、課長からご説明がありましたとおり、心配なのは熱中症です。恐らく水泳指導もできなくなるのではと思います。北区は全校に体育館の冷房が完備しておりますので、体育館を適宜有効活用するなど、子どもたちが伸びやかに、なおかつ学習が進むように改めて心からお願いをしたいというふうに思います。以上でございます。

清正教育長

ありがとうございます。ほかに、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本件に対し、特に反対意見はないようですので、原案どおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長

ご異議ないものと認め、本件は、原案どおり承認することに決定させていただきます。

次に、日程第4、第46号議案「東京都北区立学校第11次適正配置方針の変更について」を議題に供します。事務局から説明をお願いします。

学校適正配置担当課長

教育長

清正教育長

学校適正配置担当課長

学校適正配置担当課長

では、第46号議案のご説明をさせていただきたいと思います。

議案本文をご覧ください。東京都北区立学校第11次（平成33年度）適正配置方針の変更につきまして、左側記書き1、件名中「平成33年度」を、元号の改元及び統合の1年延期にともない、「令和4年度」と変更をさせていただくものでございます。

2、記書き1中「平成33年4月1日」を「令和4年4月1日」に変更するものでございます。こちらにつきましても、年度に1を加算させていただいております。

説明でございます。十条富士見中学校サブファミリー内の東京都北区立学校の適正配置について、統合時期を変更するため、本案を提出させていただくものでございます。平成31年2月20日の本委員会におきまして、第11次適正配置方針について決定を頂いたところでございますが、今般の新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、臨時休業により交流授業が実施できないことや、夏季休業期間の短縮に伴い、校舎内の改修工事の期間確保が困難になることなどの理由によりまして、荒川小学校と十条台小学校の統合時期につきまして、1年間の延期をお願いするものでございます。

添付させていただきました参考資料②及び③につきましては、後ほどご覧いただけたらと思います。

私からの説明は、以上とさせていただきます。よろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。

清正教育長

説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見ございますで

しょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長 ありがとうございます。特に反対意見はないようですので、原案どおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長 ご異議ないと認め、本件は、原案どおり承認することに決定いたします。ここで、令和3年度区立幼稚園及び区立認定こども園園児募集についての議案を日程に追加したいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長 ご異議ないものと認め、本日の日程に追加いたします。それでは、追加日程第1、第47号議案「令和3年度区立幼稚園及び認定こども園園児募集について」を議題に供します。事務局から説明をお願いいたします。

学校支援課長 教育長

清正教育長 学校支援課長

学校支援課長 それでは、私から第47号議案、令和3年度区立幼稚園及び区立認定こども園園児募集方針についてご説明申し上げます。

議案書を1枚おめくりください。説明欄です。本議案は、令和3年度の園児募集を円滑に行うために提案するものでございます。内容につきまして、記書きのところです。1番は、応募幼児数が当該園の定数を上回った場合は抽選とする。ただし、応募幼児の兄、または姉が当該園の年少クラスに在園中の場合は、当該幼児は無抽選とするというものです。

2番につきましては、1学級10名以下のときは、原則として新たな学級編成は行わない。なお、新たな学級編成を行った場合であっても、当該4歳児の園児数が10名以下となった場合は、原則として翌年度の園児募集は行わない。

3番につきましては、第2希望の園の有無につきまして明記させるものと、この方針で園児の募集を行いたいと考えております。

参考として、令和2年度の幼稚園・こども園の園児数充足率をつけさせていただきました。

説明は、以上になります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

清正教育長 説明ありがとうございます。本件につきまして、ご質疑またはご意見ございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長 ありがとうございます。本件に対し、特に反対意見はないようですので、原案どおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長 ご異議ないと認め、本件は、原案どおり承認することに決定いたします。
次に、報告事項に移ります。日程第5、報告第31号「東京都北区教育委員会事務局専決規則第2条第2項の規定に基づき処理した令和2年度東京都北区一般会計補正予算(第1号)に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取の報告について」事務局から説明をお願いいたします。

子ども未来課長 教育長

清正教育長 子ども未来課長

子ども未来課長 それでは、ご報告をさせていただきます。
表紙を1枚おめくりください。この案件につきましては、先日行われました北区議会臨時会において、既に上程をいたしました予算について、5月1日付で北区長より教育委員会に意見聴取があったものでございます。5月1日同日に、教育長専決処分により意見なしとして処理をさせていただきました。事後になります。内容についてご説明をさせていただきます。

説明資料をご覧ください。案件としては、1件でございます。既に新聞報道等でご覧になったかと存じますが、子育て世帯について1人当たり1万円の追加給付を行うということで、国で決定がありました。北区といたしましては、これを定例の支払月で申し上げますと、6月が児童手当の支払月になります。6月の手当支給に間に合うように、迅速に処理をしたいということで、今回のような手続をもって、既に事務処理に入っているところでございます。予算額といたしましては、3億4,638万円。対象児童数は、およそ3万人程度を予定しているところでございます。

雑駁ではございますが、ご報告は以上でございます。

清正教育長 説明ありがとうございます。本件につきまして、ご質疑またはご意見ございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長	<p>ありがとうございます。本件に関する報告は、終了させていただきます。</p> <p>次に、日程第6、報告第32号「東京都北区教育委員会事務局専決規則第2条第2項の規定に基づき処理した新型コロナウイルス感染症対策のための東京都北区立学校及び東京都北区立幼保連携型認定こども園における臨時休業の報告について」事務局から説明をお願いいたします。</p>
教育政策課長	教育長
清正教育長	教育政策課長
教育政策課長	<p>それでは、報告第32号、お示しの案件でございます。</p> <p>1枚おめくりをお願いいたします。2ページの説明欄でございます。新型コロナウイルス感染症、感染防止のために、区立幼稚園を含む区立学校、それからこども園のうち幼稚園部分になりますけれども、こちらを臨時休業するというものでございます。</p> <p>1ページをお願いいたします。今回の休業の根拠法令でございますけれども、こちらにお示しのとおり学校保健安全法第20条、そのほかお示しの法律でございますけれども、学校の設置者は感染症の予防上必要があるときに、臨時に学校の全部または一部の休業を行うことができるという規定が、お示しの法律にそれぞれにございます。これらの規定に基づきまして、記書でございますけれども、区立幼稚園、それから小・中学校、認定こども園のうち、幼稚園部分につきまして、2ページ3にお示しのとおり、5月7日及び8日、5月9日から31日まで臨時休業とさせていただいたものでございます。</p> <p>今回の休業方針の決定につきましては、この新型コロナウイルス感染症対策本部長である東京都教育長から区の教育長宛に発出された文書でございますけれども、都立学校をこの期間休業すると状況を十分に踏まえて、各区宛に小・中学校の臨時休業を取り扱うよう通知がございました。都からの要請と、区を取り巻く状況、これを十分に考慮した上で判断したものでございます。</p> <p>なお、本来であれば、事前に教育委員会に付議をさせていただいて、議決を頂くべき重要な案件かと存じますけれども、休業の方針決定までに委員会を開く暇がございませんでした。こうしたことから、東京都北区教育委員会事務局専決規則第1条第2項によりまして、教育長の専決処分とさせていただいたところでございます。何とぞご理解のほど、よろしくをお願いいたします。</p>
清正教育長	<p>説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見ございますでしょうか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>

清正教育長	<p>ありがとうございます。本件に関する報告は、終了させていただきます。</p> <p>次に、日程第7、報告第33号「西が丘小学校新校舎の開設時期について」事務局から説明をお願いいたします。</p>
学校改築施設管理課長	教育長
清正教育長	学校改築施設管理課長
学校改築施設管理課長	<p>それでは、報告第33号につきまして、お手元の資料についてご報告をさせていただきます。</p> <p>表紙をおめくりください。平成30年度から事業着手をしております西が丘小学校の新校舎の開設時期についてご報告させていただきます。</p> <p>1の要旨をご覧ください。西が丘小学校の新築工事につきましては、令和2年6月の契約を目指し、今年の3月に入札参加申請事業者を募集したところでございますけれども、応募数が要件である3建設共同事業体、こちらJVと書いてございますが、こちらに満たなかったことから入札が中止になったという状況でございます。現在、令和2年7月に再入札を行い、9月の契約を目指す予定で準備を進めているところでございます。</p> <p>また、本日もさまざまな質疑の中でお話ございましたけれども、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う資材や部品の調達の遅れなどといった工事への影響も懸念されている状況でございます。</p> <p>以上のことを総合的に検討させていただいた結果、スケジュールの見直しを行わせていただき、新校舎の開設予定時期を令和4年9月から令和5年4月に変更させていただきたく、ご報告をさせていただくものでございます。</p> <p>次に、3の変更後の事業スケジュールをご覧ください。記載はございませんが、7月の再入札の落札後、区議会の議決を経まして、9月の契約締結を予定してございますので、建築工事は10月からスタートする予定としてございます。</p> <p>雑駁でございますが、報告は以上です。よろしくをお願いいたします。</p>
清正教育長	<p>説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見ございますでしょうか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
清正教育長	<p>ありがとうございます。本件に関する報告は、終了させていただきます。</p> <p>次に、日程第8、報告第34号「中里貝塚整備基本計画策定委員会の設置について」事務局から説明をお願いします。</p>
飛鳥山博物	教育長

館長

清正教育長

飛鳥山博物館長

飛鳥山博物館長

それでは、日程第8、報告第34号についてご報告を申し上げます。

表紙を1枚おめくりいただき、資料をご覧ください。1の要旨です。現在、史跡中里貝塚は暫定的に広場として地域に管理をお願いしているところです。中里貝塚を地域の重要な財産として、適切な保存管理と整備、活用について計画的に進めるため、昨年度中里貝塚保存活用計画を策定しましたが、それを踏まえて、今年度は中里貝塚整備基本計画を策定いたします。

2の現況でございます。裏面をご覧ください。策定委員会委員の構成予定となります。中里貝塚整備基本計画の策定に当たりましては、学識経験者、地域代表、教育関係者、公募区民、オブザーバー及び区関係理事者で構成する中里貝塚整備基本計画策定委員会を設置すると共に、地域住民参加型のワークショップを適宜開催いたします。基本的には、公募区民を除きまして、昨年度中里貝塚保存活用計画の策定に関わっていただいた方々に、引き続き委員をお願いしたいと考えております。

資料の表面にお戻りください。3の今後の予定です。7月に第1回策定委員会を開催し、来年1月までに4回の委員会とその間にワークショップを開催して、整備基本計画をまとめます。なお、会議やワークショップの開催に際しましては、新型コロナ対策に十分留意して進めます。

そして、令和3年2月に教育委員会及び議会に報告し、3月に整備基本計画を策定する予定です。

また、検討委員会やワークショップの検討内容につきましては、ホームページや委員会だよりの発行などにより、計画の周知、理解を図ってまいります。

私からの説明は、以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

清正教育長

説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見ございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

ありがとうございます。ここで本件に関する報告は、終了させていただきます。

次に、日程第9、報告第35号「王子桜中学校における自閉症・情緒障害特別支援学級運営検討委員会の設置について」事務局から説明をお願いいたします。

教育総合相談センター
所長

教育長

清正教育長	教育総合相談センター所長
教育総合相談センター所長	<p>それでは、報告第35号につきまして、ご報告を申し上げます。</p> <p>1枚おめくりいただきまして、1番の要旨でございます。中学校では、区内初となる自閉症・情緒障害特別支援学級を令和3年4月に王子桜中学校に開設するに当たっての課題を検討するため、このたび運営検討委員会を設置するものでございます。</p> <p>2番の経過概要ですが、昨年度は王子小学校に開設する自閉症・情緒障害特別支援学級の運営検討委員会を設置いたしまして、本年4月に王子小学校に同学級を開設したところでございます。</p> <p>3番の検討委員会での検討事項等ですが、昨年度の検討委員会で取りまとめました対象児童・生徒の考え方などを基本といたしまして、今年度は中学校の教科担任制の授業に対応するというところで、教職員の配置に関する考え方などについて検討する予定でございます。</p> <p>4番、運営検討委員会の構成でございますが、学識経験者1名、関係の小・中学校の校長先生5名、教員7名、教育指導課長の合計14名に委員をお願いしてございます。</p> <p>裏面にお移りいただきまして、5番、今後の予定でございますが、今月末、5月末から7月まで合計3回検討委員会を開催いたしまして、今年の6月には学級の開設について東京都教育委員会に届出を行ってまいります。本年9月には、教育委員会で検討結果についてご報告をさせていただく予定でございます。</p> <p>簡単ではございますが、報告は以上でございます。</p>
清正教育長	<p>説明ありがとうございました。本件について、ご質疑またはご意見ございますでしょうか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
清正教育長	<p>よろしいでしょうか。ここで、本件に関する報告は終了させていただきます。</p> <p>次に、日程第10、報告第36号「桜田北保育園における大規模改修工事の延期について」事務局から説明をお願いいたします。</p>
保育課長	教育長
清正教育長	保育課長
保育課長	<p>それでは、報告第36号、桜田北保育園における大規模改修工事の延期についてご報告いたします。</p> <p>表紙をおめくりください。1、要旨でございます。新型コロナウイルス感染症拡大の影響を考慮しまして、令和2年度に予定しておりました桜田北保育園の大規模改修工事を延期いたします。</p> <p>2、経緯と現況でございます。桜田北保育園は、昭和51年に開設以降40年以上が</p>

経過して、施設の老朽化に対応するため、大規模改修工事を実施することとし、工事期間中は、仮移転先である旧清至中学校までバス送迎を実施する予定でございました。バス送迎に当たり、送迎拠点となる桜田北保育園の分園におきまして、園児や保護者が密集することなどを考慮すると、新型コロナウイルス感染症の感染リスクが増す懸念があるため、改修工事の発注を中止いたしました。参考に、大規模改修工事のスケジュールをお示ししておりますが、本年6月からの改修工事に着工する予定でございました。

3、今後の対応でございます。新型コロナウイルス感染症の動向を見据えながら、改修工事全体のスケジュールを再検討してまいります。調理員の健康被害が懸念される調理室の空調設備につきましては、令和2年度中になるべくエアコンのリース契約により、設置をしてまいりたいと考えております。

ご報告は、以上でございます。

清正教育長 説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見ございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長 ありがとうございます。ここで、本件に関する報告は終了させていただきます。
次に、日程第11、報告第37号「保育所待機児童数について」事務局から説明をお願いいたします。

保育課長 教育長

清正教育長 保育課長

保育課長 続きまして、報告第37号、保育所待機児童数についてご報告いたします。
表紙をおめくりいただきまして、1、要旨でございます。令和2年4月1日現在の待機児童数が確定いたしましたので、ご報告いたします。

2、待機児童の状況でございますが、令和2年4月の待機児童数は、合計で79人となり、昨年と比べ40人のマイナスとなっております。その下の表では、7地区別の内訳をお示ししております。これまでと同様に、1歳児を中心に待機児童が発生しておりますが、他の地区に比べますと、赤羽東、滝野川西、滝野川東の1歳児、また王子東の2歳児が多くなっております。

別紙の参考資料をおつけさせていただいておりますが、こちらでは認可定員と待機児童数の推移をグラフでお示ししております。また、その下には待機児童の状況を昨年度と今年度で比較した表をお示ししておりますので、ご高覧いただきたいと思います。その上で、今後の予定でございますが、(1)令和3年4月期に向けた取り組みでは、私立保育園3園の新設について、他の地区に比べ待機児童数が多い滝野川西地区で2園、滝野川東地区で1園、こちらが決定しております。

また、赤羽東では、旧赤羽中学校跡地活用した私立保育園の新設を予定しているほ

か、現在待機児童数の多い地区、赤羽東地区ですとか、王子5丁目周辺、滝野川西地区を限定しまして、私立保育園を誘致しているところがございます。

(2) 令和4年4月期に向けた取り組みも同様に、待機児童の分布状況や地域ごとの人口上昇率等を考慮しまして、私立保育園の誘致を実施してまいりたいと考えております。

報告は以上でございます。

清正教育長 説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見ございますでしょうか。

渡辺委員 教育長

清正教育長 渡辺委員

渡辺委員 ご説明ありがとうございました。例年、待機児童というのはやはりその年になってみないとなかなか見えないところがあって、大変なご苦労をされていると思います。

しかしながら、北区としては、待機児童対策に力を入れてくださっていることに感謝を申し上げます。

やはり、0、1、2歳児の待機児童が多いという点において、この資料の(2)一番下に保育所の誘致を実施するとなっておりますが、これに関して、やはり小規模の事業の保育園、もしくはつぼみ保育園等の0、1、2歳児を対象とした施設を誘致するということを考えていらっしゃるのでしょうか。

私としましては、0から5歳までの保育施設というのはとても大切だとは思っておりましたが、現在の新型コロナウイルス感染症の状況を考えても、小規模事業の保育園が各地域に点在するという考え方もとても大切なことなのかなというふうに思うようなところもあります。その点もありまして、北区としてどのように取り組みを考えているのでしょうか。今現在のところで何かあれば教えてください。

子ども未来部参事 教育長

清正教育長 子ども未来部参事

子ども未来部参事 今、民間における保育所の誘致の状況でございますけれども、現在も続けております募集の中では、認可保育所ということで、一定の幅のある歳児を一貫して見ていきたいということでのご提案が来ておりますので、そこを中心に考えていきます。その上で、どうしても地域の偏在があって、局所的に対応していかなければいけないというところのマッチングがうまくあれば、小規模にも手を打っていきたいと思っております。

最近では、待機児童の数は、少しずつゼロに近い数字が見えてきて、今度は地域偏在も含めてどういうバランスを取っていくのかということで、次の展開に入っていくとも

考えてございますので、また別の場面で詳細な地域の状況をご報告しまして、ご意見を伺いたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

渡辺委員

ありがとうございました。

清正教育長

ありがとうございます。よろしいでしょうか。それでは、本件に関する報告は、終了させていただきます。

次に、日程第12、報告第38号「滝野川北保育園の指定管理者制度の導入の延期について」事務局から説明をお願いいたします。

保育課長

教育長

清正教育長

保育課長

保育課長

続きまして、報告第38号、滝野川北保育園の指定管理者制度の導入の延期についてご報告いたします。

おめくりいただきまして、1、要旨でございます。滝野川北保育園につきましては、令和3年4月から指定管理者制度の導入を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、指定管理者候補者の選定が遅れており、制度の導入を1年延期する報告でございます。

2、現況です。昭和47年に竣工しました滝野川北保育園は、平成30年度末をもって閉館した滝野川北児童館跡を活用しまして、定員拡大を伴う大規模改修工事を行うため、現在、旧滝野川第六小学校へ仮移転し、園舎の改修工事に着手しております。本年11月には、改修後の拡張した園舎へ移転し、令和3年4月から指定管理者制度を導入するため、昨年度から選定委員会を設置し、指定管理者候補者の選定を進めてまいりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、この選定委員会が現在、中断している状況でございます。こうした状況の中、選定委員会の開催も今後予定ができておりませんで、候補者の選定、区議会における指定議決の後、制度導入までの短期間で保育園の運営に必要な保育士等を確保することが非常に困難なことなどから、令和3年4月の制度導入を延期したところでございます。

昨年度からの選定委員会の経過は、お示しのとおりでございます。なお、次回第4回の選定委員会では、現地視察審査を予定しておりましたが、国の緊急事態宣言に伴い、審査対象となる保育園において規模を縮小して運営しているなど、公正な審査を行うことができない状況でございます。

3、今後の対応です。裏面にかけて記載しておりますが、滝野川北保育園への指定管理者制度導入は、令和4年4月からとし、今後の動向を見据えながら中断している現地視察審査以降の選定を再開してまいりたいと考えております。なお、令和3年度の運営は、区直営を継続いたします。

4、その他でございます。今年度の選定委員会では、滝野川北保育園のほか、令和2年度末で指定期間が終了するお示しの3施設を対象に継続審査を行う予定でございませ

た。こちらの継続審査につきましても、今後の動向を見据えながら開催方法や審査方法の変更などを検討しまして、審査を実施してまいりたいと考えております。

報告は以上でございます。

清正教育長 説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見ございますでしょうか。

渡辺委員 教育長

清正教育長 渡辺委員

渡辺委員 定員拡大ということのお話がありましたが、実際何人ぐらいの定員を予定されているでしょうか。

保育課長 教育長

清正教育長 保育課長

保育課長 令和2年4月の定員は、本園・分園合わせて153名でございました。来年4月に向けましては、指定管理者制度を導入することで165名、プラス12名の定員拡大を予定しておりました。

以上でございます。

渡辺委員 児童館の部分を増築されると思うのですが、定員の拡大が比較的人数が少ないと思うのですが、やはり乳幼児の0、1、2歳児を増やすということでしょうか。

保育課長 教育長

清正教育長 保育課長

保育課長 来年4月の予定につきましては、現在1歳児が今年の4月には合計で29名の定員でございましたが、来年に向けてはプラス2名の31名を予定していたところでございます。

また、つばみ分園との統合によりまして、定員拡大がなされる予定でございましたので、現在つばみ分園では1歳から4歳児までの運営ということで、来年度に向けてはこの4歳児が12名おりますが、こちらが学年進行で5歳児に上がりますので、来年度の予定としましては、5歳児が10名の定員増。また1歳児を2名増の合計12名を予定しているところでございます。

渡辺委員 ありがとうございます。

清正教育長 ほかによろしいでしょうか。それでは、ここで本件に関する報告は、終了させていただきます。

次に、日程第13、報告第39号「乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認の実施について（令和元年度結果報告）を事務局から説明をお願いいたします。

子ども家庭支援センター所長 教育長

清正教育長 子ども家庭支援センター所長

子ども家庭支援センター所長 それでは、私から39号についてご報告申し上げます。

1枚おめくりください。1番の要旨でございます。乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況を把握し、区の福祉サービスを利用していないお子様を目視することにより、福祉や教育等家族・家庭以外との接触のないお子様の安全確認、安全確保を図ることを目的として、調査を実施しているものでございます。

この事例は、令和元年の12月に教育委員会のご報告ということでさせていただきましたが、今回令和2年3月末時点ということで、調査結果がまとまりましたので、ご報告するものでございます。

2番の調査結果をご覧ください。こちらは、年齢別になってございまして、ゼロから3歳児が健康推進課、そして4、5歳児が子ども家庭支援センターなど、月齢によって担当する課が異なっております。

そして、中ほど、未把握児、把握がされていなかった方ですが、令和元年11月末現在は、合計のところですが28名おりました。そして今回、3月末になりまして、ゼロ名ということで、全員把握されたということになっております。

今後の予定でございます。令和2年6月文教子ども委員会に報告させていただく予定です。

私からは、以上です。

清正教育長 説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見ございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長 ありがとうございます。ここで、本件に関する報告は終了させていただきます。

次に、日程第14、報告第40号「後援共催事業に関する報告について」事務局から説明をお願いいたします。

教育政策課長	教育長
教育長	教育政策課長
教育政策課長	<p>それでは、報告第40号でございます。</p> <p>後援共催事業に関する報告につきまして、1枚おめくりください。今回、名義使用承認した旨の報告につきましては、4件ございます。事業名と主催者名のみ読み上げをさせていただきます。</p> <p>1件目でございます。「きかんしゃトーマスファミリーミュージカル」北区文化振興財団理事長でございます。</p> <p>2件目でございます。「松竹大歌舞伎（関連講座含む）」先ほどと同じ文化振興財団理事長でございます。</p> <p>おめくりいただきまして、3件目でございます。「令和2年度北区ジュニアリーダー研修会」、それから同じく「2年度第35期北区シニアリーダー研修会」でございます。北区青少年委員会会長でございます。</p> <p>4件目、青少年指導者講習会①、②の事業がございます。主催者、青少年委員会会長でございます。</p> <p>以上、4件でございます。事業実績報告につきましては、次のページに掲げてございます2件でございます。</p> <p>以上、報告とさせていただきます。</p>
清正教育長	<p>説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見ございますでしょうか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
清正教育長	<p>よろしいでしょうか。それでは、本件に関する報告は終了させていただきます。</p> <p>以上で本日の日程全てを終了いたしました。これもちまして、令和2年第5回教育委員会定例会を閉会させていただきます。</p>